

外国語学習支援事業派遣業務
公募型プロポーザル募集要領

石垣市教育委員会事務局
教育部 学校教育課
令和6年3月

1 業務目的

この事業は、外国語学習支援員を石垣市立中学校に配置して、次項に定める業務を行わせることにより、英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るとともに、生徒の英語に対する興味・関心の向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称 外国語学習支援事業

(2) 業務内容

別紙「外国語学習支援事業派遣業務仕様書」のとおりとする。

(3) 勤務場所 中学校（9校）

石垣市立富野中学校 石垣市字桴海 229-45

石垣市立川平中学校 石垣市字川平 969

石垣市立崎枝中学校 石垣市字崎枝 530-18

石垣市立名蔵中学校 石垣市字名蔵 243

石垣市立石垣中学校 石垣市字新川 307

石垣市立石垣第二中学校 石垣市字登野城 1078

石垣市立大浜中学校 石垣市字大浜 103

石垣市立白保中学校 石垣市字白保 268-35

石垣市立伊原間中学校 石垣市字伊原間 28

(4) 契約期間 契約完了後、別途協議の上定めた日から令和7年3月21日（金）まで

(5) 委託料（提案上限額）10,296,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金および資金等の管理能力を含む）を有していること。

(3) 英語指導活動において、令和6年4月1日現在で3年以上の経営実績を有していること。

(4) プロポーザル提案書締切日から契約の締結までの間に、石垣市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要領（平成13年1月5日石垣市助役通達）に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てをしておらず、同法の適用を受けていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

- (7) 法人税、消費税、地方消費税、市県民税を滞納していない者。
- (8) 別紙『外国語学習支援事業に係る派遣業務仕様書』に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

4 失格

以下の条件のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

- (1) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 審査結果通知日までに提案者が応募資格要件を満たさなくなった場合

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1） ※社印を押印すること
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式3）
- ④ 見積書（任意様式）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）

・別紙『企画提案書の作成について』を参考に8部（1部は原本、7部はコピー可）を提出すること。

※正本1部には「会社名記載」、副本7部には「会社名記載なし」

・提案書を提出することができるのは1案だけである。

・提出期限を過ぎた後は、本市が補正等を求める場合を除き、提案書の差替えは一切認めない。

- ⑥ 石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）及び石垣市暴力団排除措置要綱（平成元年石垣市告示第206号）に基づく誓約書（別記様式第1号）
- ⑦ 納税証明書
 - 石垣市内の業者
 - ・義務履行証明書（提出日より1か月以内のもの）
 - 石垣市外の事業者（提出日より1か月以内のもの）
 - ・納税証明書
- ⑧ 労働者派遣事業許可書

(2) 提出方法

① 提出期間

石垣市役所の開庁日の

令和6年3月14日(木) 午前8時30分～

令和6年3月21日(木) 午後5時15分まで

② 提出場所・方法

石垣市教育委員会事務局(学校教育課)に持参または郵送により提出すること。

(3) 質疑

募集要領等に関する質疑については次のとおりとする。

① 質疑方法

質問書(様式4)を用いて電子メールにより行い、送信後、石垣市教育委員会事務局(学校教育課)へ電話にて着信確認を行うこと。

電話:0980-82-4701

宛先:メールアドレス:kyo-shido@city.ishigaki.okinawa.jp

② 回答方法 電子メールにて回答

③ 注意事項

質疑は、受付日時までとし、日時を過ぎた場合には回答しない。

理由の如何を問わず、担当者が認知しなかった質問には回答しない。

6 選定方法等

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 選定のスケジュール

日 程	内 容
令和6年3月5日(火)	入札公告・募集要領の公表(石垣市ホームページ)
令和6年3月8日(金)～ 令和6年3月12日(火) 午前中	質疑の受付
令和6年3月13日(水)	質疑の回答
令和6年3月14日(木)～ 令和6年3月21日(木)	提出書類の受付
令和6年3月26日(火) 9時～	プレゼンテーション及びヒアリング 場所:石垣市役所 大会議室3
令和6年4月2日(火)	優先交渉権者の決定
令和6年4月5日(金)	業務契約書の締結

(3) 審査方法

企画提案書提出期間終了後、外国語学習支援派遣事業受託候補者プロポーザル選定委員会において以下の方法でプレゼンテーション・ヒアリングを行い、内容及び提案書について、総合的に審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。

参加希望業者が1社であっても実施する。

① プレゼンテーション時間

各提案について20分（提案説明及び5分程度の質問時間を含む）以内とする。プレゼンテーションに必要なパソコンなどの機器は提案者において用意すること。

② 委託料（単価）の審査

審査点を審査委員1人10点満点とし、委託料について審査を行う。

③ 提案書の審査

審査点を審査委員1人130点満点とし、以下の点について審査を行う。

ア 会社概要及び経営理念、業務実績

イ 外国語学習支援員派遣業務に関する基本方針

ウ 外国語学習支援員の管理体制やサポート、研修等

エ 教育委員会や学校現場への教材や学習プログラムの提供等

オ 外国語学習支援員の採用基準や資質・能力

④ 審査点数の付け方

別紙「外国語学習支援派遣業務公募型プロポーザル採点基準表」による。

⑤ 審査結果

審査結果は文書にて通知を行う。

⑥ 注意事項

資料の追加配布は認めない。提案書において補足説明・アピールする点などについて説明を行うこと。

7 その他

(1) 優先交渉権者の提出書類

優先交渉権者となった事業者は契約締結時に下記の書類を提出すること。

① 法人の履歴事項全部証明書の写し

② 賠償責任保険証の写し

(2) 契約の締結

- ① 本手続きは、令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、市議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、契約を延期する場

合がある。

- ② 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- ③ 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次点者と契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(3) 費用負担等

応募者の提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 提案書類の扱い

応募者に対して、提出書類を返却しない。また、その著作権等の主張は認めないものとする。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ① 応募者の応募資格要件を満たさない者が応募したとき
- ② 提出書類が不足しているとき
- ③ 提出書類が各指定様式の作成要領に従い記載されていないとき
- ④ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- ⑥ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑦ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑧ 2案以上の提出書類を提出したとき
- ⑨ その他募集要領に定める条件に違反したとき